<資料>

琉球政府期における「裁判移送 | 事件

小 林 武

目 次

はしがき

- Ⅰ 「友利事件」・「サンマ事件」の裁判移送問題と植民地的司法制度
 - 1 2つの裁判とその移送
 - 2 植民地体制下の司法制度
- Ⅱ 巡回裁判所の判決 高等弁務官の移送命令および上訴裁判所の移送決定
 - 1 両事件に対する琉球政府中央巡回裁判所の判決
 - (1) 「友利事件 |
 - (2)「(第二) サンマ事件」
 - 2 高等弁務官の発した移送命令
 - 3 移送命令を受けておこなった琉球政府上訴裁判所の移送決定
- Ⅲ 裁判移送命令の撤回を求める動き
 - 1 立法院議員団の決議・声明
 - (1) 立法院議員団「琉球上訴裁判所にたいする裁判移送命令に抗議し、その撤回を要求する決議 |
 - (2) 立法院議員団「裁判移送命令の撤回並びに司法自治の拡大要求決議」
 - ① 米国大統領·上下両院議長·国防長官宛
 - ② 内閣総理大臣·衆参両院議長宛
 - (3) 立法院野党議員団「裁判権取り上げに反対する共同声明|
 - 2 琉球法曹の決議・声明・要請

- (1) 琉球法曹会の決議
 - ① ワッソン高等弁務官あての決議
 - ② 琉球政府上訴裁判所全裁判官にたいする抗議決議
- (2) 治安裁判所・巡回裁判所判事 38 人の連署による高等弁務官あての抗議 声明
- (3) 全琉判事合同の高等弁務官あて撤回要請
- 3 裁判移送撤回共關会議「關争官言」
- 4 裁判移送撤回要求県民大会
- (1) スローガンと宣言
- (2) 裁判移送命令に対する抗議撤回要求決議
 - ① 高等弁務官・米国大統領・国防長官・上下両院議長あて
 - ② 総理大臣・衆参両院議長あて
- 5 沖縄人権協会の声明・要請・意見書
- (1) 「声明」
- (2) 「裁判移送命令の撤回に関する要請 |
- (3) 「公民権剥奪問題に対する意見書 |
- 6 社団法人自由人権協会の決議「行政命令にも違反 三権分立は専制への 防寒 |
- Ⅳ 移送された両事件に対する米国民政府裁判所の判決
 - 1 「友利事件」に対する判決
 - 2 「サンマ事件」に対する判決
- V 裁判移送事件のもつ意味
 - 1 撤回要求運動のもたらしたもの
- 2 「布令解釈権」(法令審査権) についての米国民政府裁判所の判断をめぐって むすびにかえて

資 料

- 1 琉球政府章典(布令第68号, 1952年2月29日)
- 2 琉球列島の管理に関する行政命令(行政命令第10713号, 1957年6月5日)

はしがき

占領期沖縄の統治機構の特質を、とくに日本国憲法との接点を探りつつ解明しようとする筆者の作業は、前稿(本誌 202 号所掲)で琉球政府の設立時まで辿り着いた。本稿では、琉球政府期(1952 年 4 月 1 日から 1972 年 5 月 15 日までの 20 年余)を対象とした考察に進むことになるが、まずは、その期における訴訟、とりわけ 1966 年のいわゆる「友利事件」(立法院議員総選挙第 29 選挙区の当選無効請求事件)および「サンマ事件」(物品税過誤納金返還請求事件)の裁判にかかわって高等弁務官の発した移送命令をめぐる問題を取り上げる。そこには、この時期の沖縄における米軍統治の本質と自治の不存在が如実に示されており、それはまた、琉球政府が米国民政府の補助・代行機関にすぎないものであったことを明々白々に物語っている。その点で、沖縄憲法史研究の上で見落とすことのできない対象であると思われる。加えて、この裁判移送問題にかんする史料を何点か入手することのできた僥倖も加わっている。

占領期の沖縄に目を向けておくことはまた、現在の沖縄問題を知るためにも不可欠であると思われる。すなわち、今日、沖縄は、大きな転換点を迎えている。正確に言えば、それを迎えることを日米の政府によって強いられている。太平洋に面した沖縄北部の小さな岬「辺野古」は、いまや県内にとどまるものでないことはもとより、国内のみならず国際政治においても一大焦点となっているが、それは、政府がその地に米軍の強大な総合的機能をもつ恒久基地を新規建設する工事を進行させていることに因る。沖縄で新規の恒久基地を手に入れたいという米軍の要求は1960年代以来の積年のものであるが、沖縄県民は一貫して拒否の姿勢を貫いてきた。それにもかかわらず工事が動き出したのは、前知事が2013年末に、辺野古には新基地は造らせないとして当選した公約を破って政府に公有水面の埋立てを承認したためであるが、県民は、2014年に実施された4つの選挙(名護市長・名護市議会議員・県知事各選挙と総選挙)で、疑いを容れる余地のない完璧な「否」の答を出し、新知事はその民意に従って、この承認を取消しまたは撤回する

態度を明らかにしている。それでも政府が建設強行を続けていることに、人々は、沖縄に対する「処分」を感じている。すなわち、1872年から79年にかけて琉球王国を廃して琉球藩としさらにそれを沖縄県とした「琉球処分」にはじまり、沖縄を本土防衛の捨て石にした1945年の沖縄戦、1952年の講和に際して沖縄等を本土から切り離して米軍の直接占領の下に置き続けた平和条約3条体制、そして基地の沖縄への偏在を押し付けたままでなされた1972年の本土復帰、という歴史の系列の中に今日の事態もあるのではないかと。

こうした歴史をもたらしてきた要因は何かを、ここでは琉球政府期について たずねてみたいと思う。その時期全体を把握する試みは、次号の課題として、 本稿の作業は、対象を一個(二件)の司法事案に絞っている。

Ⅰ 「友利事件 |・「サンマ事件 | の裁判権移送問題と植民地的司法制度

1 2つの裁判とその移送

1966年6月16日,琉球列島高等弁務官(第4代アルバート・ワトソン中将)は、琉球上訴裁判所において係争中の2つの事件――友利事件とサンマ事件――の裁判権を、同裁判所から米国民政府裁判所へ移送すべしとする命令を出した。「高等弁務官」とは、1957年6月5日の「琉球列島の管理に関する大統領行政命令10713号」により設けられた米国統治下の沖縄における現地最高責任者で、現役米軍人の中から選任されていた。その権限は、琉球政府行政主席の任命権をはじめ、琉球政府裁判所に提起された訴訟を米国民政府裁判所へ移送することの命令権など、ほとんど絶対といえるものであった。「沖縄の帝王」(1)とも称されたこのポストは、1972年5月15日の本土復帰まで6代に及んで存続した(2)。

2つの事件の概要を記しておこう。

「友利事件」の経過は次のごとくである。1965年11月14日に実施された第7回立法院議員選挙において,第29選挙区(宮古の城辺町)で当選した友利隆彪氏(社会大衆党)が最高得票を得たにもかかわらず、米側の意を受けた中央選挙管理委

員会は、同氏が1962年に選挙法違反に問われ罰金50ドルの有罪判決を受けたことが、米民政府布令第68号「琉球政府章典」第22条の「重罪又は破廉恥罪に処せられた者」に該当するとして失格とし、次点の皆川旨誠氏(民主党)を当選者とした。そのため友利氏が、選挙管理委員会を相手どって提訴した結果、翌66年2月23日、中央巡回裁判所は、琉球政府章典の被選挙権の制限規定は大統領行政命令に違反するとして、友利氏勝訴とした。事件は、上訴裁判所に上告された。

一方の「サンマ事件」は、1963年、漁業会社が物品税法の定める課税物品別表中に載せられていないサンマ、カツオ等に課税されたのは租税法律主義に反するとして、琉球政府に対して過誤納金の返還を求め、その根拠とされた高等弁務官布令が大統領行政命令に違反すると主張して提訴した事件である(いわゆる「第一サンマ事件」)。中央巡回裁判所は、課税対象は別表で列挙された魚介類に限定されると解し、原告を勝訴させた。すると、米民政府は、改正布令第3号を出して、課税物品にサンマを加えるとともにそれを過去に遡って適用し、先の訴訟に倣って還付を求める訴えをする者が出ることを封じようとした。しかし、「第一」とは別の原告、琉球漁業株式会社から提訴がなされた。これが、ここで取り上げる「第二サンマ事件」である。中央巡回裁判所は、1965年10月27日、原告側の主張を大幅に認め、改正布令第3号は大統領行政命令に違反し無効であるとする判決を下した。これに対して被告の琉球政府が上告し、上訴裁判所での審理も終結して判決を待つばかりとなっていた。

――両事件とも, 琉球政府の上訴裁判所で係属中に, 米軍の沖縄統治の頂点 に君臨していた高等弁務官により, その裁判権を米国民政府裁判所に移送する ことが命じられたのである。

2 植民地体制下の司法制度

琉球政府期の司法制度 ⁽³⁾ は、米国民政府裁判所制と琉球政府裁判所(民裁判所)制とが、後者が前者に従属する形の二本建の制度となっていた。琉球政府側の民裁判所は、(那覇)治安裁判所・(中央)巡回裁判所・琉球上訴裁判所か

ら成り、治安事件については3審、巡回裁判所から始まる事件については2審制であった。ただし、決定的に重要なことは、米国民政府裁判所の絶対的優越である。すなわち、米軍人・軍属とその家族の事件は、軍法会議の対象となるものを除き、原則として民政府裁判所が管轄し、また、高等弁務官が裁判移送権限を有し、それを媒介にして、民政府裁判所は、琉球側の民裁判所に係属した事件は、最高審級である上訴裁判所に係属中の事件でも、再審することができたのである。

その適用すべき法令も、米国大統領の「琉球列島の管理に関する行政命令」を頂点として米国民政府が沖縄県民の意思にかかわりなく制定・公布する布告・布令、布告・布令の範囲内において立法権を委譲された琉球政府立法院の手になる「民立法」、また、ある種の旧日本法、米国法、日本法が併存していたが、その中で絶対的優位性が認められていたのは布告・布令等米国側の法令である。

これは、米国が、民政府とその下部機構ともいうべき琉球政府との二元的構造の下で沖縄における施政権を行使していることに照応している。つまり、沖縄における司法制度は、琉球政府民裁判所制を含めて、1952年1月3日付布告第12号「琉球民裁判所制」、1967年立法第125号「裁判所法」および1957年6月5日付「琉球列島の管理に関する行政命令」を中核とし、さらに、「米国民政府上訴審裁判所」(1958年5月20日付布告第6号)、「米国民政府刑事裁判所」(1958年7月21日付布告第8号)および「米国民政府民事裁判所」(同日付布告第9号)等々を加えた法によって設置され、かつ根拠づけられていたのである。

このように、琉球政府期の沖縄においては、司法制度の基本構造は、沖縄側の意思とはまったく無関係に定められていた。また、沖縄には、真の意味における基本権保障規範としての憲法がなく、対米国民政府との関係における琉球政府民裁判所の自主性・独立性も存在しなかった。さらに、米国民政府裁判所の実態は、沖縄県民とは別の言語、習慣、法制度等をもつ異民族が一方的にこれを実施していたところから、沖縄県民の人権擁護には何らの確たる保障もなかったといわなければならないものであった。

琉球政府期における「裁判移送 | 事件

したがって、琉球政府の民裁判所は、沖縄におけるすべての者に対して裁判権をもつことが原則とされたが、次のものはその裁判権から除かれていた(行政命令第10節)。

――高等弁務官が合衆国の安全,財産又は利益に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。

つまり、上記のものにあたる事件が民裁判所に係属した場合には、最終的決定・命令または判決がなされる以前においては、上訴審での審理を含む訴訟手続中いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な米国民政府裁判所に移送することができたのである。そして、移送された事件は、民政府裁判所の裁量により、あらためて審理された。友利・サンマの両事件も、このような仕組みの中で処理された。

刑事事件については、琉球政府の民裁判所の裁判権は、合衆国軍隊の構成員 又は軍属、合衆国国民で合衆国政府の被雇用者であるもの、および、これらの 者の家族(琉球人を除く)には及ばない。また、米国民政府裁判所とは別に「軍 法会議」が設けられており、沖縄在住の米軍人・軍属を対象に、各軍司令官が 軍の規律維持の観点から裁判権を行使した。米軍人・軍属の沖縄県民に対する 犯罪も、例外を除いてこの軍法会議の管轄になるところから、軍法会議が司法 制度中に占める比重は大きい。

こうして、琉球政府期の司法制度は、沖縄県民の人権――保障のではなく――侵害の組織体系である⁽⁴⁾ というべきものであり、「県民は裁かれるだけで裁く権利はない | ⁽⁵⁾ のが実態であった。

Ⅱ 巡回裁判所の判決, 高等弁務官の移送命令および上訴裁判所の移送決定

裁判権の移送という県民の人権を蹂躙し、司法にかんする自立権を根底から 否定する措置は、とりわけ住民自治権の拡大が叫ばれていたこの時期の沖縄に おいて当然ながら重大な問題を惹起した。その経過をできるだけくわしく見て おきたい。

1 両事件に対する琉球政府中央巡回裁判所の判決

(1) 「**友利事件**」(当選無効請求事件〔原告友利隆彪·被告中央選挙管理委員会〕, 1966年2月23日判決。裁判官:前田武行〔裁判長〕·喜屋武長芳·中村透)

判旨から、可及的に憲法上の論点に留意して重要と思われる部分を抄出して みよう ⁽⁶⁾。

まず、「原、被告間において、布令第68号『琉球政府章典』第22条後段に規定した『重罪』の意義について争〔われているが、〕……『重罪に処せられたる者』とは、その罪につき有罪に処せられた過去の歴史的事実を意味するものと解すべきではない。過去における有罪の判決の云渡がありその効力が現在においても存在しなければならない。/ 従って、刑の執行猶予の期間にその取消がなされることなく期間満了し、又は「刑の消滅に関する立法」によりその消滅期間が到来し、刑の云渡の効力を失った者は『重罪に処せられたる者』に該らない。……

次に、布令第68号『琉球政府章典』第22条後段は、民主主義国家の民主主義理念に反するものであり、琉球列島の管理に関する行政命令に反するものとして無効であると原告は主張するので、この点につき当裁判所の判断を示す。……『特赦』権を行使する権能は多くの場合執行府に属し、所謂琉球列島においても同様、その権能は、高等弁務官に与えられている。『特赦』権の行使は、権能を有するものの裁量に属し、恩恵的措置である。この措置は司法審査にも服さないものであるから、高等弁務官が『特赦』権を永久に行使しないことも文理上解釈可能であり、このような場合、これによる不利益を救済する何らの方法もない。……かのように〔ママ〕、はなはだ酷に過ぎる被選挙権の制限は、その社会において強い要請があり充分な合理的理由がないかぎり、ひいては住民の基本的権利である選挙権の行使を不当に制限するものであるといわねばならない。選挙権は、民主主義国家においては国民の基本的人権の一つ即ち参政権である。行政命令第12節……の規定からして、高等弁務官が琉球において統治権を行使するについては、右行政命令が保障する民主主義国家の人民が享有する参政権をも含む基本的権利を尊重しなければならないと解するところ、前記布令68号『琉球権利章典』第

22号後段の規定は、右に説示したとおり行政命令第2節、第6節、第11節(b)項及び第12節の規定に反して住民の参政権(選挙権)を不当に制限するものであり、なおこれに加え、後に述べるとおり行政命令は対内的事項については住民の自治の理念に立っているのに、これに反し立法院の立法に相反する布令を公布したことは、行政命令で規定する住民自治の理念に反するものである。/以上のとおり布令第68号『琉球政府章典』第22条後段は、行政命令の住民自治の理念および同命令第2節、第6節、第11節、第12節の各規定の趣旨に反する違法なものとして無効といわなければならない。

最後に、右布令第68号『琉球政府章典』第22条後段の規定が仮に有効だと して本件における同布令と民立法との関係についての当裁判所の見解は次のと おりである。……1957年6月5日付琉球列島の管理に関する行政命令がアメリ カ合衆国大統領の名において発布された。……この行政命令が、対内的事項に つき立法権を民立法府に委ね、立法府の権限にもとづきなした立法もしくは立 法案に対して高等弁務官が関与するにつき制限的手続規定を定めたのは、民主 主義の諸原理なかんづく住民自治の理念にもとづくものであり、既に公布され た立法は行政命令第 11 節の手続を高等弁務官が履践して廃止しない限り民立法 の効力を否定できるものではないと解する。なんとなれば、高等弁務官が改正 行政命令第 11 節の規定を潜脱してすでに制定された民立法に抵触する布令を公 布することにより右立法の効力を否定する(新法優先の原則)ことは、他方に おいて改正行政命令が立法府に付与した立法権をおかす結果となるので、この ような権能は到底改正行政命令の是認しないところであり、ここに改正行政命 令の新しい理念を求めうるからである。このように解するから、右行政命令の 第 11 節の手続をなすことなく. 対内的事項に関する法令を高等弁務官が公布し. それが既に制定公布された民立法と抵触する場合は、行政命令が指向する住民 自治の理念にのっとり民立法が優先適用されるべきものと解するを相当とする。

以上説示のとおり、布令第 68 号『琉球政府章典』第 22 条後段の規定は、内容において又は形式において行政命令に反するものとして無効であるといわな

ければならないし、仮に無効でないとするも原告の被選挙権の有無については、 民立法の立法院議員選挙法を優先適用すべきものである。…原告は、1963年5 月17日、宮古巡回裁判所において選挙の自由妨害罪で『罰金50ドル、立法院 議員選挙法第10条第1項の規定は適用しない。』旨の判決を云渡され、同年10 月26日、同判決は確定し、1964年3月25日、右刑は終了したものであり、立 法院議員選挙法に規定する被選挙権欠格事由にあたらないことは明らかである から、原告は被選挙権を有するものといわなければならない。従って、原告の 4733票の得票は有効であり、原告が最多数得票者である。にもかかわらず、得 票数4206票で2位の砂川旨誠を当選者と被告が決定告示したことは違法であり、 原告の求める当選無効の訴は理由がある。」(引用文中の/は、原文では改行されてい る個所である。以下も同じ。)

――このように、友利事件の巡裁前田判決は、布令に対する民裁判所の審査 権(「法令審査権」)を明瞭に確認し、民立法の優位を認めたのである。

(2)「(第二) サンマ事件」(過誤納金還付請求事件〔原告琉球漁業株式会社・被告琉球政府〕、1965年10月27日判決。裁判官:前田武行〔裁判長〕・喜屋武長芳・上間敏男)この事案は、先にふれたがやや込み入っているので敷衍しておく (*)。輸入サンマの物品税をめぐる訴訟であるが、物品税の課税品目および税率は布令で定められているところ、サンマはこの課税物品表に記載されていないにもかかわらず、従来より課税されていた。このことに気付いた一業者が、1963年に琉球政府を相手取って過誤納金還付請求を起こしたのが「第一サンマ事件」である。この際に琉球政府は、課税表に記載されているのは例示であって、サンマに対する課税も有効である、と主張した。しかし、翌64年、巡回裁判所、そして上訴裁判所とも政府側の主張を斥け、税金の還付を命じた。布令の不備を突かれた米民政府は、上訴裁判決の翌日、いきなり改正布令を出して、課税品目にサンマを加えると同時に、これまでの物品税も有効であると規定して、同様の訴訟が続発するのを阻止しようとした。この改正布令を違法であるとして提起さ

れたのが「第二サンマ事件」である。中央巡回裁判所は、これについても原告側の主張を認めた、というものである。その判旨を、先と同様に憲法に関心を寄せて取り出しておこう⁽⁸⁾。

――「およそ、すべて人間は、基本的人権を有し、生命、自由、財産および 幸福追求に対する権利は尊重され、公共の福祉に反しない限り侵すことのでき ないものとせられるのが民主主義社会における大原則である。従って、公共の 福祉という要請がないのに容易に人権が無視され財産権の行使が禁止されると するならば、それは民主主義社会とはいえないであろう。/ 行政命令第12節が、 高等弁務官は、この命令を実施するにあたっては琉球列島にある人々に対し、 民主主義国家の人民が享有している言論、集会、請願、宗教並びに報道の自由、 法の定める手続によらない不当な捜索並びに押収及び生命、自由、または財産 の剥奪からの保障を含む基本的自由を保障しなければならない旨規定している のは、この趣旨であると解する。ところで、右行政命令の規定にいわゆる『民 主主義国家』が何れの国を指すかについて、それはアメリカ合衆国および日本 国を指すものと解すべきであり、且つ、両国のみを考慮すれば十分であると考 える。アメリカ合衆国は、琉球列島の施政権者であるから、自国と同程度の人 権の保障を考慮して定めた規定と考えられるし、琉球列島の住民は、法律上は 日本の国民であるから、日本国憲法によって潜在的沖縄県民が一県民として顕 在化すれば認められるべき基本的人権をその範囲内において保障すべきことが 規定せられているものと解されるからである。

そこで、本件のように過誤納金の返還請求権を後の立法によって消滅せしめることが許されるかにつき、アメリカにおいては課税権限なくして開始された徴税手続を後の立法によって有効とすることはできない、として否定しているのが判例……であり、日本国にあっては、憲法上財産権は公共の福祉に反しない限り侵してはならないから(憲法29条)、公共の福祉の要請に基づかない限り、右の権利を消滅させることは許されないものといわなければならない。……本件について公共の福祉の要請があるとすれば、それは原告の納付した過誤納金の返還に

よって琉球政府の予算面に影響を及ぼすことが考えられるだけであって、この理由をもってしてはまだ個人の財産権を剥奪する根拠とはなり得ないものというべきである。まして、原告の過誤納金の返還請求権の発生は原告が申告して納税したとは云え、被告の行政指導によるもので、原告にその責に帰すべき何らの事由がないというのであってみれば、右の権利を消滅させる改正布令3号は、まさに行政命令の規定に反する違法な立法であるといわなければならない。

次に、琉球政府裁判所の法令審査権につき検討する。元来上級法規範に抵触する下位の法規範は、論理上は、当然に効力が否定されるが、上級の規範に適合するかどうかを審査する権限のある機関がなければ、下位規範は実際上はなお有効の法規範として完全に形式的実質的にその効力を有するものと解すべきである。……本件においても、改正布令3号が行政命令に適合するかどうかにつき、琉球政府裁判所に審査する権限がなければ、改正布令3号が前記の如く基本的人権を侵害する違法な立法であっても、なおその効力は否定されないことになる。

ところで、行政命令には、琉球政府裁判所が法令審査権を有するとする明文の規定は存在しない。しかし、先ず、違憲法令審査権が判例上確立されているアメリカ合衆国の大統領によって行政命令が発布されているのであるから、同命令は琉球政府裁判所にも同命令に抵触する下位規範の効力を否定する権限があることを前提として規定しているものと解し得られる。次に、行政命令には、アメリカ合衆国議会が法律で別段の定めをしない限り、琉球列島に対して有する施政権のすべてがこの命令に従って行使されなければならず(第1節)、この命令に抵触する布告、布令および指令は無効であるが(第14節)、抵触する機関は特別に規定していない。これは、特定の事件で法規を適用するにつき、その法規の意義を具体的に解釈し宣明することを任務とする裁判所にその判定を委ねたものであると解される。……そして更に、琉球政府裁判所の何らの制限を受けない司法権(制限されているのは管轄権だけである)の行使も、高等弁務官の重大且つ強力な権限の行使も等しく行政命令によって付与され、委任されて初めて生じることであって、地位そのものから必然的に派生して権限が生

ずるわけではないから、行政命令の授権の範囲を逸脱することは許されないものといわなければならない。

行政命令により権限の委任を受けたものが授権の範囲を超えて行政命令に反する規範を定立した場合に、特定の事件で両方の規定が適用されるべきとき、同じく行政命令によって司法権を行使する裁判所が下級規範を無視して上級規範たる行政命令に従って判決するということは、民主的司法の運営ということおよび司法の職務の本質からして極めて当然の帰結であるといわなければならない。

以上の理由から、当裁判所は、明文の根拠がなくとも、法令審査権を有すると認め、行政命令に反する改正布令3号の運用を否定すべきことを相当と思料する。そうすると、被告は原告に対し、原告が課税対象になるものと誤信して申告し納付した金額を返還する義務があり、その限度において原告の請求を理由があると認めて認容する。」としたのである。

- ---2つの事件は、いずれも琉球政府上訴裁判所に上告され、その係属中に、 高等弁務官による移送命令が出された。
- 2 高等弁務官の発した移送命令(1966年6月7日。ワトソン高等弁務官に代わって民政官ジェラルド・ワーナーが琉球政府上訴裁判所首席判事仲松恵爽に宛てたもの)この移送命令は、『係争中の事件に関する琉球政府の裁判権取消について』と題するもので、全文次のとおりである(9)。
- 「一,改正大統領行政命令第 10713 号第 10 節 a(1)項及び b(1)項の規定に基づき,高等弁務官は,現在上訴裁判所に係属中の 2 つの事件が,合衆国の安全,財産,利益に影響及ぼす特別に重要な事件であることを決定した。これらの事件は,
 - a 1965年(ヲ)第66号,被上告人琉球漁業株式会社―上告人琉球政府で,上 告人による上告書は1965年11月9日前後に提出せられた。
 - b 1966年(ヲ)第8号,被上告人友利隆彪―上告人中央選挙管理委員会で,上 告人による上告書は1966年2月25日前後に提出せられた。

- 二, 琉球政府上訴裁判所がこれら2つの事件いずれについても, 手続を進行しないように命ずる。両事件の裁判権は, ここに琉球裁判所から取消され、かつ合衆国民政府裁判所に移管せられた。
- 3 移送命令を受けておこなった琉球政府上訴裁判所の移送決定 (1966 年 6 月 16 日。裁判官:仲松恵爽〔裁判長〕・奥島恵雄・山城政正・玉城栄助・宮城藤義)

移送命令を受けた上訴裁判所は、1966年6月16日に、いずれの事件についても、「琉球列島米国民政府裁判所に移送する。」との決定をした⁽¹⁰⁾。それは、「1966年6月7日高等弁務官から改正大統領行政命令第10713号第10節a(1)項及びb(1)項の規定に基づく移送命令があったので、当裁判所は次のとおり決定する。」とのみ記したもので、両事件とも同一である。上訴裁は、上記以外に何の説明・見解も加えていない。

Ⅲ 裁判移送命令の撤回を求める動き

以上のような経過で進められた高圧的な高等弁務官の裁判移送命令とそれに 唯々諾々と応じた上訴裁判所の移送決定に対してその撤回を求める沖縄県民の 動きが文字通り澎湃として, つまり急速かつ広範に起こった。それを物語る一例として, 後掲するとおり, 立法院議員団のみならず, 全琉球判事また法曹会が抗議, 撤回要請や決議をおこない, また「裁判移送撤回共闘会議」には沖縄各界の25 もの団体が加盟している。煩を厭わず掲げておこう (11)。——沖縄市町村長会, 沖縄市町村議長会, 沖縄人権協会, 沖縄教職員会, 沖縄県労働組合協議会, 沖縄社会大衆党, 沖縄人民党, 日本社会党沖縄県本部, 沖縄県青年団協議会, 沖縄即日本連合会, 沖縄教育委員協会, 沖縄子どもを守る会, 沖縄県祖国復帰協議会, 沖縄県原水爆禁止協議会, 米軍被災者連盟, 沖縄林業協会, 全沖縄労働組合連合会, 沖縄新婦人の会, 全沖縄農民協議会, 沖縄民主青年同盟, 社会主義青年同盟, 祖国復帰青年同盟, 琉球大学学生会, 日中友好協会, 平和委員会。以上「官民」25 団体である。

1 立法院議員団の決議・声明

(1) 立法院議員団「琉球上訴裁判所にたいする裁判移送命令に抗議し、その撤回を要求する決議」(ワトソン高等弁務官宛。1966年6月21日)(12)

「この移送命令は、民主主義に反し、県民の裁判権を侵害するものであり、且 つ司法制度を自らの統治目的に利用しようとする不当な干渉であるばかりでなく、 判決直前にこの命令を出したことは、琉球政府の裁判所の権威を無視する措置で ある。このことは、琉球政府への権限を逐次拡大するとのアメリカの言明を自ら 否定し、県民が絶えず要求してきた自治権の拡大をも無視する不当な措置であり、 断じて許せるものではない。よって、琉球政府立法院は、今回の高等弁務官の措 置にたいし、激しく抗議し、強く前記移送命令の撤回を要求する。

- (2) 立法院議員団「裁判移送命令の撤回並びに司法自治の拡大要求決議」(1966 年6月21日 [推測))⁽¹³⁾
- ① 米国大統領·上下両院議長·国防長官宛

「沖縄県民の生命、自由、財産等にかんする基本的人権を保障する司法機能のトリデは、琉球政府の裁判所でなければならない。われわれは沖縄県民が国際上(ママ)当然享有すべき基本的人権の保障が琉球政府の裁判所においてまっとうされなければならないと考える。/よって当院は、移送命令をすみやかに撤回するよう強く要求する。なお、あわせて裁判所判事の高等弁務官任命および承認制の廃止を含む司法の自治を大幅に拡大するよう要求する。」

② 内閣総理大臣·衆参両院議長宛

「沖縄県民は、本来ならば、日本国憲法によって生命、自由、財産等にかんする基本的人権が保障されていなければならない。しかるに、日本国憲法の適用を受けていない沖縄においては、高等弁務官のこの不当な移送命令によって県民の基本的人権を保障する最後のトリデとしての司法権さえ全く危機に瀕している。/よって当院は、本移送命令の速やかな撤回並びに琉球政府裁判所の判事についての高等弁務官の任命および承認制度の廃止を含む司法における自治拡大の実現方

にかんし政府並びに国会が強力な対米折衝をするよう強く要望する。|

(3) 立法院野党議員団「裁判権取り上げに反対する共同声明」(1966年6月25日) (14) 「今回の高等弁務官の措置は、沖縄県民の裁判権と人権を奪っただけでなく、民主主義をじゅうりんし、全く之を否定し去った暴挙である。今回の措置は、自由諸国防衛とか、自治拡大などと云うアメリカのうたい文句や、民主主義国家の人民が享受している基本的人権の保障と云う大統領行政命令の規定が、全くのごまかしでしかなく、アメリカの安全、財産、利益のためには、沖縄県民の人権や民主主義をいとも簡単に奪い去ってはばからないアメリカの沖縄統治の本質を暴露したものである。更に、今回の措置は、泥沼状態に陥ったアメリカのベトナム侵略戦争とアジアにおける政治的地位の不安定、特に、沖縄県民を含む日本国民の反戦平和と沖縄返還要求の高まりの中で、悪法も法なりとする支配者アメリカが布告、布令による軍事独裁と植民地支配の絶対性の再確認を求めたものであり、現状の一層の固定化をねらったものである。従ってこれは単に県民の司法部面における弾圧と捉えるべきものではなく、民主主義と平和と祖国復帰を要求する全県民の闘いへの弾圧とうけとめなければならない。

このような観点から、われわれ立法院における全野党議員は、この問題を当面の最重要かつ緊急に解決を要する問題として、去る6月17日以来一切の審議を中止し、その対策について日夜腐心して来た。……われわれは今こそ、立法院、行政府、裁判所等の政府機関はもとより政党、民主団体を中心とし、全県民が総決起して土地闘争以上の島ぐるみ闘争を展開し、凡ての団体個人が、ありったけの力を出して闘うことこそが勝利をおさめる道であることを確認し、全野党議員は重大なる決意のもとに県民と力を合わせ、院の内外において県民の先頭に立って更に闘うことを決意し、ここに声明する。

2 琉球法曹の決議・声明・要請

- (1) **琉球法曹会の決議**(日付不詳)⁽¹⁵⁾
- ① ワッソン〔ワトソンに同じ-引用者〕高等弁務官宛決議

「貴官が…移送を命令したことは、民主主義国家において確立されている司法権の独立を侵害するものであり、かつ厳正中立であるべき司法制度をみずからの統治目的に利用しようとするものであって、沖縄の法曹界に身を置くわれわれの黙過することのできない痛憤事である。/われわれは、過去 20 年間にわたって琉球政府裁判所の健全な運営のために最大の努力を払い、その間、法を厳正、公平に運用し、社会正義と秩序を維持してきたのであるが、貴官の今回の措置は、これを根本的に覆すものである。よってわれわれは、貴官にたいし琉球法曹会に所属する全会員の名において、この移送命令を即時撤回するよう要求する。」

② 琉球政府上訴裁裁判官にたいする抗議決議

「この措置は、琉球政府裁判所の死守すべき司法権の独立を侵害し、かつ琉球政府上訴裁判所の権威を否定し、これを侮辱するものである。/ われわれ法曹界に身を置くすべてのものが、過去 20 年間、沖縄の置かれている困難な状況の下で琉球政府裁判所の司法権の独立とその権威を確立するために最大の努力を払い、今日の成果を築き上げてきたのであるが、高等弁務官の今回の措置により、これらの努力がすべて水泡に帰するに至った。いまや、琉球政府裁判所の司法権は、高等弁務官の政治的干渉によって重大な危機に直面し、危殆にひんしているといっても過言ではない。/ よってわれわれは、この重大な時期に当たり、琉球政府上訴裁判所の裁判官各位にたいし、裁判所の使命の重大性を再確認し、いかなる権力にも屈することなく、その職責を全うすべく勇気をもつ……」【ここで印刷が途絶えている。】

(2) 治安裁判所・巡回裁判所判事 38 人の連署による高等弁務官あての抗議声明 (1966 年 6 月 20 日) ⁽¹⁶⁾

「大統領行政命令では司法にかんする住民の自治は最大限に尊重されており、

一定の留保事項をのぞきその行使は住民にまかされている。したがって留保事項の解釈に当たっては、統治権者の恣(し)意によるべきではなく、行政命令の基本的な理念である住民自治の精神にのっとってなされなければならない。/しかるに、これらの事件はいずれも琉球政府ならびに琉球住民の利害にかかわるものであって、行政命令の条項にいう合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすという重大な事件とは、とうてい考えられない。またこの事件について、高等弁務官が琉球政府上訴裁判所の判決いい渡し期間直前になって、移送を命じたことは、住民にたいし深い疑念を抱かせ、住民の司法にたいする信頼を根底からくつがえした。

われわれは、今回の高等弁務官の移送命令は、行政命令の精神に反し住民の司法自治にたいする侵害であって、不当な措置であると考える。/ かかる不当な権限行使の下では、裁判官の良心に照らして司法権の行使を全うすることはとうてい不可能である。よって、われわれは、移送命令の早急な撤回を要請するとともに、ふたたびこのような権限行使により住民の司法自治を危機にひんさせぬよう強く訴える。」

(3) 全琉判事合同の高等弁務官あて撤回要請(日付不詳)⁽¹⁷⁾

【要請文全文を掲げておく】「琉球政府裁判所の裁判官は過去20年間にわたって、司法の健全な運営のため最大の努力をはらい、良心に従い、法に基づいて社会正義の実現と秩序維持に専念してきた。その間、裁判権も住民自治の原則にしたがい、漸次拡大されてきた。

しかるに貴官は、66年6月7日付文書をもって琉球政府裁判所にたいし、審理中の『友利選挙訴訟』『サンマ事件』の米民政府裁判所への移送を命令してきた。このような権限行使は司法自治の面からはなはだ遺憾である。よってわれわれば、全裁判官の名において移送命令を早急に撤回するよう要請するとともにふたたびこのような権限行使をしないよう強く訴える。|

3 **裁判移送撤回共闘会議「闘争宣言」**(1966年6月28日結成大会)〔加盟団体名 は前掲〕⁽¹⁸⁾

【宣言全文を掲げておく】「弁務官は、6月7日上訴裁で審理中の『友利裁判』及び『サンマ裁判』を民政府裁判所へ移送を命令した。/両裁判とも沖縄県民にとっては基本的人権に関する最大重要な〔ママ〕裁判であるにもかかわらず、上訴裁はこの命令に屈服して移送を決定した。

今度の弁務官のとった措置は、沖縄県民の裁判権をじゅうりんし、自治権を根本から否定したものである。近代民主政治を否定し、米軍の不当な軍事支配を強化して、これに従属させようとするものである。両裁判が米国の利益に何らかかわりのない性質のものであり、沖縄県民が外国の裁判を強要されることは断じて承服できない。われわれは、県民自身の裁判所によって裁判を受ける権利を有する。したがって、米国の利害に関するという名の下にこの権利を奪われることは絶対に容認できるものではない。あえて強要するのであれば、民主主義を根本から破壊し、大統領行政命令第12節(基本的自由保障)自体にも相反する。そして、米国自ら法治国でなく、専制独裁の政治を施いていることを世界に示すことになろう。

これまで米国は自治拡大を図っているといってきたが、沖縄県民の自治、人権など全然考慮していないことが、今度の暴挙で明らかにされた。ベトナム戦争の拡大にともなって沖縄基地を強化し、軍事最優先の政策を強行しようとたくらんでいる。そして米国は、戦後21年にもなりながらなお祖国へ沖縄を返そうとせず、現状の植民地支配を続けようとあがいている。このような支配は、基本的人権と自決尊重を定める国連憲章や世界人権宣言にも反する。われわれは、今度の不当極まる移送問題に対し、その撤回を求めるだけでなく、県民の人権と民主主義を守る立場から、裁判権の独立をかちとる覚悟である。今やこの問題は県内だけでなく、祖国国民が弁務官に抗議し、撤回決議を行ない、国民世論の反撃にあっている。われわれは、県民の自治権と裁判権をふみにじっていることに対し耐え難い屈辱を覚え、怒りを感ずる。96万県民は今こそ完全

に一致団結して島ぐるみの闘争を展開しなければならない。

今日ここに、各団体代表が参加して闘争組織を結成しあらゆる手段を講じて 裁判権擁護に決起することにした。/ 正義と民主主義の旗をかざして、何ものも 恐れず、全県民結束して勇敢に闘いぬこう。/ 右宣言する。|

4 裁判移送撤回要求県民大会(1966年7月8日)

- (1) スローガンと官言 (19)
- この県民大会では次のスローガンが採択された。
 - 「一、弁務官の移送命令を直ちに撤回させよう。
 - 一. 移送命令をうたっている行政命令を撤廃させよう。
 - 一、弁務官による判事の任命制度と承認制度を廃止させよう。
 - 一、沖縄県民にかかわる一切の裁判権を民裁判所へ移管させよう。
 - 一. 被選挙権剥奪規定を撤廃させよう。|

大会宣言は、次のとおりである。【全文を掲載】

「このたびの裁判移送は県民の裁判権を剥奪し、基本的権利を踏みにじるものである。これは民主主義をじゅうりんし、アメリカの利益のためには県民の人権は否定されてもはばからない専制独裁の支配である。/これによって自治権拡大を図るというアメリカの欺瞞性が暴露された。/とくにベトナム侵略戦争の激化でこの軍事独裁が強化され、平和と復帰を願う県民の要求を否定するものである。/したがって裁判権の剥奪は戦後21年のアメリカの植民地支配を絶対化し、永久統治を意図するものである。

われわれ県民はこのようなどれいの地位にいつまでも甘んじることは絶対にできない。失われた人権と民主主義を取り戻すため全県民が重大な決意を以って立ち上らなければ成らない。/立法院代表に対し、弁務官は撤回の意思のないことを明らかにしているが、われわれはいかなる困難があっても撤回まで闘いを進めるであろう。/ 先にわれわれ各政党、民主団体が中心になって 20 数団体による移送撤回の共闘会議を結成し土地闘争以上の島ぐるみ闘争を展開している。

総ての団体、総ての県民の一人一人が今こそ総力を結集し最大の抵抗を示して弁務官の裁判移送を撤回させ、裁判権擁護のために闘い抜くことを宣言する。」

(2) 裁判移送命令に対する抗議撤回要求決議 (20)

① 高等弁務官・米国大統領・国防長官・上下両院議長あて

「われわれは琉球裁判所において裁判を受ける権利があり、この権利を奪うことは基本的人権をも奪うことになる。/また、自治権の拡大を要求する県民を無視するもので、このような軍事独裁支配は断じて許せない。/戦後21年にもなる今日、いまだにどれいの地位に甘んじることは絶対にできるものではない。よって96万沖縄県民は弁務官の措置に強く抗議し、次のこと[=前掲「スローガン」の5項目〕を要求する。|

② 総理大臣・衆参両院議長あて

「われわれ県民はいかなる場合でも他国の裁判所で裁判を受けなければならない理由はない。/ これは日本国憲法によって基本的人権として十分保障されるべきであり、当然県民の権利と利益は日本国で保護すべきである。/ しかるにこの問題が発生してから日本政府は何ら米国に抗議しようともせず傍観視している。日本政府は日本国民の利益を守るという立場から移送命令の撤回と弁務官による判事の任命、承認制を廃止するよう強力に米国と交渉するよう強く要請する。」

5 沖縄人権協会の声明・要請・意見書

(1) 「声明 | (1966年6月21日) (21)

「高等弁務官のとったこのような措置は、民主主義国家によって確立されている司法権の独立をおかし、基本的な自由人権を擁護すべき裁判所の権威を冒瀆するものである。これは沖縄の置かれている国際法上の地位に照らしてみても合衆国大統領の発した行政命令の精神そのものにも違背するものである。/ 当協会は、設立の当初から、県民多数の意を体し、住民自治の拡大と人権擁護のために少なからぬ努力を払い、民裁判所の裁判権の拡大および司法制度の改善に

ついてもたびたび高等弁務官に対して要請して来たのである。しかし高等弁務官の今回の措置は、われわれのこの要請をふみにじるものであり、きわめて遺憾である。/ 民主主義社会の今日、人権擁護の最後のとりでである裁判所の機能が権力者の恣意と干渉によってこのように左右されることは断じて許されるべきではない。/ 当協会は高等弁務官のこのたびの暴挙に対し怒りを込めて抗議をするとともに、即時移送命令の撤回を要求する。|

(2) 「**裁判移送命令の撤回に関する要請**」 (琉球列島高等弁務官アルバート・ワッソン [= ワトソン] 中将宛。1966 年 6 月 21 日) (22)

「〔移送命令は〕民主主義国家において確立されている司法権の独立を侵害するものであり,且つ,厳正中立であるべき司法制度を自らの統治目的に利用しようとするものであって,沖縄全県民にとって看過し得ない重要な問題を提起したのであります。/我々は民主主義国家の一員として沖縄県民によって構成されている裁判所において裁判を受ける権利を有するものであり,この権利は何人といえども奪うことのできない基本的人権であります。/これを,我々の納得できない理由により貴官によって奪われる状態では,もはや我々沖縄県民の基本的人権の保障はないと言っても過言ではありません。/沖縄人権協会は結成以来沖縄県民の人権を守るための活動を続けておりますが,この重大時期にあたり人権保障の見地から貴官に対し即刻右移送命令を撤回するよう要請致します。|

(3)「公民権剥奪問題に対する意見書」(日付不詳)(23)

「当人権協会は、1965年11月17日友利隆彪氏から被選挙権剥奪に対する救済を求める提訴を受理した。/ 右提訴者友利氏及び瀬長亀次郎、又吉一郎、大宜見朝徳氏の4名に対する第7回立法院議員総選挙における中央選挙管理委員会の被選挙権失格宣言は『琉球列島の管理に関する行政命令』12節に規定する『琉球住民に保障される基本的自由』を侵害する疑いが相当濃厚であることを認め、直ちに調査を開始し、慎重に検討を重ねた結果、次の見解に達した。……

- 一, 特に今回は, 野党 3 派(社大, 社会, 人民の 3 党)の提唱する『異民族支配 20 年目の脱却』という運動が, 県民各層の共感を呼び, 立法院議員総選挙を通じて大きく燃え広がろうとしているときだったので, 県民全体を憤激せしめ, 内外にも大きな反響を呼び起こした。このことは, 新聞その他によってすでに周知のとおりである。/ 異民族の軍事的支配下にある沖縄では, 県民の代表者であるべき立法院議員の被選挙権についても自主的に立法することが許されず, これも米民政府が布令を以って規定している。そして, 米民政府布令第 68号 22条は, 『何人も重罪または破廉恥罪に処せられ, その特赦を受けていない者は立法院議員の被選挙権を有しない』と規定しているのである。……
- 二, この布令第 68 号 22 条にはもともと立法院議員の欠格事由として,『重罪に処せられた者』というのはなかったのであるが,米民政府が 1957 年 11 月 23 日に当時の政治情勢を考慮してわざわざこれを追加したといういきさつがある……。/ 1956,7年は,沖縄において軍用地問題をめぐる島ぐるみの闘争が展開された時期であり,これを背景にして人民党の瀬長亀次郎氏が那覇市長に当選した頃である。/ 沖縄の県民は,米軍の占領以来,米軍政府や米民政府の意のままに服してきたのであるが,軍用地問題を契機にして,その頃から俄然これに反対するようになり,ついに反米色が最も強く,米民政府によって投獄されたことのある瀬長亀次郎人民党委員長を那覇市長に選出するに至ったのである。

そこで、瀬長人民党市長の出現によって反米的風潮が次第に強くなっていくことを恐れた米民政府は、早速布令を以って同人を那覇市長のポストから追放するとともに、同人が再び那覇市長に選出され、または立法院議員に当選することを阻止するために布令第17号(改正市町村議員及び市長村長選挙法)、市町村自治法及び布令第68号(琉球政府章典)の改正を強行した。……このように、この布令第68号22条の規定に追加された『重罪に処せられた者』というのは、最初から立法院議員の資質を真に県民代表に相応しい者にしようというものではなく、米民政府がその施政方針や米国の沖縄統治に反対する者を立法院から締め出そうという不純な政治的意図をもって考案したものであるということに

留意しておかなくてはならない。……

三、そして、それも県民を代表する立法院が自主的に制定したものではなく、 米民政府に長たる高等弁務官がその姿勢を容易ならしめるために布令を以って一 方的に県民に押しつけたものであることを思えば、これは、あたかも高等弁務官 が自分の命令に違反した者は、自分の許しがない限り、立法院議員になることが できない、というのと同じであって、その不合理性は何人も否定することができ ない。/また、そこに沖縄における異民族支配の実体が示されているのであり、こ れを恩赦制度が定着している米国の法制に準じて考えることもできない。

四,行政命令12節は、抽象的において(ママ)米民政府の施政下で生活している人々に対しても、『民主主義国家の人民が享受しているすべての基本的人権』を保障すべきものとしているのであるが、これは、米国の大統領がその下部機関としての高等弁務官に宛てたものであり、またそれによって基本的人権を保障されるべき県民は日本国民であるから、ここに『民主主義国家』というのも日本と米国を指していると解すべきである。/ そこで、『日本国民』または『米国民』としなかったのは、沖縄が対日平和条約第3条によって日本から分離されていながら、しかも米国の領土にもなっていないという特殊な法的地位にあり、そのため直ちにいずれの国民とも均一に取り扱うことができないと考えたからであろう。/ 従って、日本国憲法と米合衆国憲法がそれぞれの国民に保障している基本的人権は、沖縄の法的地位によって排除されるものでない限り、すべてこの規定のなかに包含されているといわなければならない。

そうだとすれば、日本国憲法と合衆国憲法の基本的人権に関する条項は、この行政命令12節の抽象的な人権保障規定を媒介にして、そのまま沖縄県民にも保障されることになるわけである。/沖縄の裁判所も、これまでいくつか具体的な事件を通じてこれとほぼ同一の見解を明らかにしてきており、すでにこのような解釈が沖縄では実務の上でも定着しつつあるといってもよい。/立法院議員の被選挙権の剥奪問題との関係で行政命令12節の内容が問題になるのは、主として『法の下における平等の原則』と『法の適正手続の保障』についてであるが、

これらはいずれも日米両国の憲法が等しく国民に保障しているものであり、沖縄の現在の法的地位とも何ら矛盾するものではないから、当然行政命令12節の抽象的人権保障規定の内容をなしているとみるべきである。

- 五. 失格宣言の理由(略)
- 六. 瀬長. 又吉候補に対する重罪適用の誤り(略)
- 七、以上の判断に基づいて、当人権協会は、民主主義国家の人民が享受している選挙権、被選挙権を布令によって不当に剥奪していることは、行政命令第12節に違反するものであると考え速やかに次の措置をとるよう要望する。
 - ① 布令第68号 (琉球政府章典), 布令17号 (改正市町村議員および市長村長選挙法), 並びに市町村自治法の当該規定を廃止すること。
 - ② 友利. 瀬長. 又吉. 大宜見の4候補に対する失格宣言を撤回すること。
 - ③ 適正なる公職選挙法を制定すること。|
 - 6 社団法人自由人権協会の決議「行政命令にも違反――三権分立は専制への防塞」(1966年6月25日)⁽²⁴⁾

「まず、琉球政府の裁判所が米大統領行政命令に基づいて、高等弁務官より発せられる布告、布令の効力を基本法である大統領行政命令の条項にてらして、その有効、無効を判断し得るものとしたことは、琉球政府裁判所が上位の法である大統領行政命令をはじめ下位の法である布告、布令などすべての法令を適用して独立して裁判を行なう権限を有する以上、司法の機能から当然認められるところであって、その第1審の判決の当否にたいしては、上級裁判所である琉球上訴裁のみが判断をくだし得るものといわなければならない。/立法、司法、行政の三権分立と公平な裁判をうける権利は近代民主主義政治における基本的制度および権利である。ことに行政権力者から独立した司法制度は基本的人権擁護のためのもっとも基本的かつ最終的なとりでである。/アメリカ合衆国裁判所も、この権力の分立を『専制に対する防さい』と評価した(1965年6月7日、合衆国対ブラウン事件)。また、世界人権宣言が、『人はすべて憲法または法律によっ

て与えられている基本的権利を侵害する行為にたいして,権限ある国内裁判所による有効な救済をうける権利を有する』(第8条)と定めていることを想起すべきである。

ところが、琉球列島管理にかんする大統領行政命令は、琉球政府の裁判所に係属中の事件をいつでも民政府裁判所に移送する権限を高等弁務官に与えている。このこと自体、民主主義制度にたいする根本的な制約であって、人民の人権および自決の尊重と基本的人権尊重をさだめる国連憲章第1条およびすべての人に無差別に基本的人権が保障せられるべきことをさだめた宣言の趣旨に反するものであるが、さすがに今日までこの異例の措置は、ほとんど発動されることがなかった。しかるに、高等弁務官が、とつじょとしてこの非民主的措置をとったことは、沖縄の自治権を無視し、司法権をじゅうりんする専断的行為であった。/およそ、近代民主主義政治の基本理念に違背するものと言わざるを得ない。

つぎに、今回の移送命令は、大統領行政命令の趣旨にも反するものである。なるほど、大統領行政命令は『高等弁務官が合衆国の安全、財産または利害に影響を及ぼすと認めるときに、重大なすべての事件または紛争に対する民事裁判権』について、移送命令を認めている。/しかし、大統領命令は、他方で『この権限を行使するにあたっては、民主主義の原理を基本とし責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球政府住民の福祉および安ねいの増進のために全力を尽くし住民の経済的および文化的向上をたえず促進しなければならない。』(第2節)として、また、『高等弁務官は、この命令を実施するにあたっては、琉球列島にある人々に対し、民主主義国家の人民が享受している、言論、集会、請願、宗教ならびに報道の自由、法に定める手続きによらない不当な捜索ならびに押収および生命、自由または財産のはく奪からの保障を含む基本的自由を保障しなければならない。』(第12節)と定められている。

従って、裁判強制移送命令も、かような趣旨で行使されなければならないのである。しかるに、今回のふたつの事件は前述のごとく、ひとつは沖縄県民のための『責任ある琉球政府の発展を助長』(行政命令第2節)するための基礎で

ある被選挙権にかんするものであり、他方は沖縄県民の財産権のはく奪にかんするものであって、ともに、直接県民の基本権を左右する問題である。/しかるに、これらの問題について沖縄県民が沖縄県民自身の裁判所によって裁判を受ける権利を抽象的な米国の利害の名のもとにはく奪することは民主主義の原理にも大統領行政命令にも違反する。よって、われわれは、高等弁務官がただちに2件の移送命令を撤回して上訴裁判所の裁判権を認めるとともに、今後かかる違法不当な移送命令を行なうことにより、沖縄県民の裁判権を侵害することのないよう強く要請するものである。」

IV 移送された両事件に対する米国民政府裁判所の判決

移送命令が出された3か月後の1966年9月,占領統治の根本を定めていた1945年4月発布の「ニミッツ布告」が廃止されたことをも機にして、米側は、裁判移送問題をめぐって具体的に動き出し、これを担当する民政府裁判所の判事として、いずれも在日米軍の法務担当官3名が任命された。広範な県民が繰り返して示した移送命令撤回の要求は、一顧だにされずに拒否されたのである。

移送裁判では、友利事件は、友利氏の出廷ボイコットのまま審理が続けられて同氏の失格宣言無効の判決が下され、他方、サンマ事件は、琉球漁業株式会社が敗訴となった。それぞれの判決の要旨は、次のごとくである。

1 「友利事件」に対する判決(1966年12月1日,裁判官:ステファン・H・シムズ 〔裁判長〕、アブラハム・ブラック、ジョン・A・マッキーニス)(25)

合衆国民政府民事裁判所は、友利氏の立法院議員当選を認める判決を下した。 しかし、それは、中央巡回裁判決の判旨を支持したものではなく、かえって、 琉球側の自治の論理を換骨奪胎して、以下のように説いている。

「行政命令は、同改正も含めて、その公布以来琉球政府の憲章をなしてきた。 これは、琉球政府における統治権を配分し、その行使を権限づけた文書である。 それは事実上、憲法のようなものであり、最高法規である。/われわれの結論は、更に、行政命令第10節a項の2の(ii)の文言自体によっても裏打ちされている。そこで明記されているとおり、民政府の最上級の上訴審裁判所が、『合衆国大統領命令、又は高等弁務官の布告、布令若しくは命令……の解釈を含む合衆国法、外国法又は国際法の問題』を含んでいるもので、琉球政府の最上級裁判所が判決したいかなる事件も審査しうるとすれば、明らかに、琉球政府の最上級裁判所のみならず、かかる問題が最初に提起された下級裁判所も、行政命令に照らして高等弁務官の立法行為を審査する権限を有していると考えられる。だから、中央巡回裁判所は、本件判決をなすにつき、無権限だったのではないのである。けれども、この結論は、琉球政府裁判所の裁判に最終性を与えるものではない。……合衆国にとって格別重要であるという高等弁務官の決定があれば、上告審を含むいかなる段階においても相当な民政府裁判所に移送されうるのである。本件はこうして移送されてきたものなので、当裁判所は、下級審が到達した結

「〔われわれは、〕民政府布令 68 号第 22 条の改正 8 号は、行政命令違反であるという巡裁の結論を……是とする……ものではなく、下級審は、その解釈に至るまでの理論構成において、更に又、裁判所は、合理的な根拠が見いだされる限り、法は覆えすのではなくむしろこれを維持するよう努むべしという原則を等閑に付した点において、誤謬をおかしていると考えるものである。」すなわち、「民政府布令第 86 号第 22 条に対する改正の効果が同条項をして、立法院議員の失格事由たる拘禁刑の実際の言渡を明規する既存の法律と両立せしめることにあることを考慮するとき、われわれは高等弁務官の布令公布の目的と意味を知るのである。つまり、同改正に先立って、拘禁刑——それは、1956 年の選挙法及びそれ以前の民政府布告、布令に列挙された失格事由中に含まれていた——は第 22 条列挙の失格事由から削除されていた」。

論の正誤を判断し、そして問題とされている法律の有効無効につき当裁判所独

自の結論に至らねばならない。|

「〔結局、〕中央巡裁が民政府布令第68号に対する1957年改正8号を無効と判

決したことは誤まりであり、更に、被上告人友利が1963年に宮古巡裁で重罪による有罪判決を受けたと判断したことも誤謬であったとわれわれは考える。われわれとしては、友利隆彪は1965年11月の立法院総選挙において資格ある候補者であったのであり、かつ、上告人のこれに決定は誤まりであって、被上告人こそ当選人と宣言されるべきものと考え、そのように判決する。この見解に反する限りにおいて、中央巡裁の判決はこれを破棄し、その究極的効果につき、これを支持する。」

2 「サンマ事件」に対する判決(1966年12月2日,裁判官構成は友利事件と同一)⁽²⁶⁾ サンマ事件の場合,米民政府裁判所は,これまでの琉球政府の裁判所では提出されなかった証拠を持ち出し、それにもとづいて係争の物品税を違法でないとし、サンマ輸入業者の主張を斥けた。次のように言う。

「われわれは、本事件とともに判決された友利対中央選挙管理委員会事件において、民政府布告布令に関する裁判所の管轄権の問題につき、すでに論じたのであった。この問題に対する当裁判所の見解に関しては、同事件の意見を参照すれば充分であろう。けれども、強調されて然るべきことは、〔友利事件判決で判示したとおり、〕琉球政府裁判所が高等弁務官の法令を正しく解釈しかつ適用するために、これらを行政命令にてらして審査する権限が与えられている、ということである。」

「われわれのとる見解はこうである。即ち、同法〔=本件で争われている物品税法〕は琉球列島に輸入される生鮮魚介類に課税することを意図し、かつその目的のために適切な文言を使用しているものであり、更に、13 項の列挙は制限的でなく、単に例示的なものにすぎないのであって、被上告人の訴状列記の生鮮魚介類につき納付、徴収された税金は適法かつ有効なものである。……当裁判所の判決として、上告を支持し、中央巡回裁判所判決を破棄し、よって琉球政府勝訴とする。」——これら米国民政府裁判所判決をいかに評価するかについては、項を改め

て述べたい。

V 裁判移送事件のもつ意味

1 撤回要求運動のもたらしたもの

以上に取り上げた諸資料からも、この裁判移送事件が、米軍統治下の沖縄の 司法制度、住民自治の根本問題が植民地的ともいえる異民族支配にあることを 白日の下に晒した象徴的出来事であったことがわかる。当時、県民の自治権拡 大要求が強く出されており、米国も逐次米国民政府から琉球政府への権限移譲 をおこなうと約束し、また日本(本土)政府も沖縄の住民自治は前進している との認識を示していた。そのような状況下でこの問題が発生するや、県民は、 司法の自治権の重大な危機ととらえていっせいに反発した。すなわち、この命 令に従った琉球政府上訴裁判所の対応を非難すると同時に、米国に対しては、 民主主義の原理に反し、 琉球政府裁判所の権威を無視し、 厳正中立であるべき 司法制度を自己の統治目的に利用する、きわめて不当な措置であるとして強く 抗議し撤回を求めた。それは、大きな政治問題に発展して内外の注目を浴びた。 本稿で先に資料を掲げたとおり、沖縄の全裁判官による異例の命令撤回要請。 立法院の抗議と撤回要求決議などがなされたほか、各市町村長会や議長会をは じめとする各種の25にのぼる団体によって「裁判移送撤回共闘会議」が結成さ れ、同会議が主催する裁判移送撤回要求県民大会には数万の県民が参加した。 そして.この大会においては.高等弁務官の命令の撤回要求等が決議され.日 本政府、合衆国政府がそれぞれの役割を果たすべきことを要請するなど、「島ぐ るみ運動 | が展開する様相を帯びたのである (27)。

やや詳細に見るなら、諸決議等の主要な主張点は、次のところにあった。すなわち、高等弁務官の裁判移送命令は、国際(法)上県民が当然享有している基本的人権、とりわけ県民自身の裁判所で裁判を受ける権利をじゅうりんし、民主主義を侵害するものであること、琉球政府の司法制度を政治的に利用し、裁判権の独立を破壊するものであること、国連憲章・世界人権宣言に違反すること等から違法であるとし、一致して撤回を求めている。また、その要求は、

高等弁務官のみならず、米本国にも向けられており、かつ、日本政府に対しては、本来日本国民として日本国憲法の適用を受けるべき沖縄県民の権利要求と位置付けられて、日本政府に強力な対米折衝を求めるものとなっている。

そして、それは、米軍統治の本質にも迫る。すなわち、それが専制的な軍事 独裁の植民地支配であり、県民はその永久統治の下で奴隷の地位に置かれてい るとの認識が示され、土地闘争を上回る「島ぐるみ」闘争の展開が呼びかけら れている。さらに、運動は、移送命令の撤回にとどまらず、高等弁務官による 琉球側判事の任命・承認制度の廃止、全裁判権の琉球側民裁判所への移管、被 選挙権剥奪規定の撤廃などの制度改革要求にまで進み、「祖国復帰」の願望も出 されているのである。

こうした, 急速かつ広範に, また持続的に展開された県民の運動にかかわらず, 高等弁務官は移送命令を撤回することなく, 移送後の米国民政府裁判所は, 友利氏の立法院議員当選を認める一方, サンマ事件については払い戻し請求を退けた。こうして, 裁判そのものについては決着が付けられたのであるが, この事件と県民の努力は, 沖縄の自治権を前進させる大きな礎石となる役割を果たしたといえる。その点にかかわって, 琉球政府裁判所が法令審査権, すなわち布令, 布告の行政命令適合性についての審査権(その意味で「布令審査権」)を有することが確認されたことは重要である。

法令審査権の根拠については、日本国憲法の適用を受けていなかった沖縄にあっては、それを憲法に求めることはできない。この点、友利・サンマ2つの裁判における巡回裁判所の判決(前田判決)では、先に紹介したように、明文の定めはないが、「民主的司法の運営および司法の職務の本質」という法理(条理)から当然に帰結されるものとしてこれを導き出している。そこには、裁判所に法令審査権の保障がされないのであれば沖縄県民の人権の裁判上の保護は画餅に帰してしまう、という確固とした意識が強く働いていることがうかがわれる。米国民政府裁判所も、琉球政府民裁判所のこの審査権を追認したものと受けとめられている。ただし、これについては、項を改めて少し検討しておこう。

2 「布令解釈権」(法令審査権) についての米国民政府裁判所の判断をめぐって

布令解釈権にかんする米国民政府裁判所判決の見解は、先に引用しておいた とおり、一見するところではきわめて明瞭に、この権限を琉球政府の裁判所が 有することを承認している。

しかしながら、先行業績⁽²⁸⁾ によれば、判決の翌年1967年2月に至って米民政府(アービング・アイゼンシュタイン法務局長)は、同判決が「上級、下級を問わず沖縄の全裁判所に米布告・布令の審査権を与えたものとみるのは誤りだ。琉球政府裁判所は、布告・布令の効力を判定することはできない。」と語ったとされる(朝日新聞67年2月27日付記事が引用されている)。すなわち、シムズ裁判長が友利氏の勝訴を認めたのは、たんに同氏が以前に選挙自由妨害罪に問われたことがある事実に対して布令第68号(被選挙権の制限条項)を適用することはできない。と判断しただけであり、それ以上の意味はないというわけである。

これを報道した朝日新聞によれば、結局、同局長の言明は、米国の統治権にかんする事案については米国側だけが最終的判断権をもつと述べ、日本本土における砂川事件に関する最高裁判所の判例(最大判1959年12月16日刑集13巻13号3225頁)、すなわち米駐留軍の合憲性について、『統治行為につながる問題』として判断を避けた事例を引用して、沖縄の統治権者である米国の布告・布令の絶対優越権を主張したものとされるのである。判決文からすれば、布令解釈権を肯定したものとしか解釈できないのであるが、米民政府は、そうした受けとめが一般化していることを知りながら沈黙を守って住民感情を和らげ、その後にタイミングを計ってそれを否定し、そのようにすることで米国の沖縄に対する支配者としての統治意思の強固さを改めて見せつけたものと推測されている。

裁判移送事件は、このようにして、最初から最後まで、米側は沖縄に対する 絶対的な統治権を貫徹しようとし、同時に、沖縄の人々がそれに抗う努力を重 ねた歴史的な「事件 | だったのである。

おすびにかえて

ここで論じた裁判移送事件は、そのコアだけをとりあげれば、1996年6月7日の移送命令から同年12月2日の米国民政府裁判所判決に至る半年足らずの経過をもつに過ぎないものであった。しかし、それに至る背景と、またそれがもたらした影響は重大で、十分な検討を要する。

そのひとつとして、本稿でとりあげた諸文書に、日本国憲法への言及がしばしばみられることに注目される。これは、沖縄の戦後においてこの時点まではほとんどなかったものである。とくに、日本国憲法の、少なくとも潜在的適用が沖縄にかんして認められるという主張がなされていることがきわめて重要である。それは、独立国である日本国のその一部が切り離されて、実質上他国の植民地とされているという認識につながる。そのことは、さらに、この時期(も含め)、沖縄の問題への日本国政府の働きかけが一向に見えてこないことの問題性を浮き彫りにしてもいる。それは、1945年4月、日本の統治権を遮断すること宣言したニミッツ布告に対して、当時の帝国政府とその沖縄における機関としての県知事が、自国民保護のためにいかなる態度をとったのかをめぐる論点も含まれる。検討すべきテーマは、いよいよ多い。

裁判移送事件から6年後に, 琉球政府期は終焉し, 沖縄史は本土復帰の新しい段階に入るが, 琉球政府期全体における米軍の統治の特徴を正確につかむことが, 本稿でとりあげたテーマの考察のためにも土台となる。そこで, 次稿では, その作業を課題とし, その際, 琉球政府期の, 憲法の観点からみて重要な, 本稿で対象にしたもの以外の裁判にも視野を拡げたいと思う。本稿は, ここでひとまず擱筆したい。

註

(1) たとえば、大田昌秀『沖縄の帝王 高等弁務官』(久米書房・1984年) が、この呼称 を用いている。

- (2) 参照,沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』中巻(沖縄タイムス社·1983年) 76頁「伊志嶺恵徹執筆」。
- (3) 参照,日本弁護士連合会「沖縄の司法制度とその問題」復帰問題研究会編『復帰問題研究(2)』(復帰問題研究会刊行・1968年) 116 頁以下〔初掲は,法律時報 1968年2月 号臨時増刊〕。
- (4) 吉田善明・影山日出弥・大須賀明『憲法と沖縄』(敬文堂・1971年) 116頁〔大須賀執筆〕。
- (5) 裁判移送撤回共闘会議編『沖縄の裁判権について――不当な弁務官の裁判権移送命令』 (1966年6月) 19頁。この、124頁から成る資料集成の小冊子は、以下、『移送問題資料 集』として引用する。なお、種々の事情に因るものと思われるが、明らかな誤記が散見 されたので、必要最小限度で補筆した。主に句読点である。
- (6)『移送問題資料集』(前掲註5)24頁以下。
- (7) 参照、中野好夫編『戦後資料沖縄』(日本評論社・1969年) 575頁。
- (8)『移送問題資料集』44 頁以下。
- (9)『移送問題資料集』82頁。
- (10)『移送問題資料集』83 頁以下。
- (11)『移送問題資料集』123 頁以下。
- (12)『移送問題資料集』87頁。
- (13)『移送問題資料集』88 頁以下。
- (14) 『移送問題資料集』 92 頁以下。
- (15) 『移送問題資料集』 89 頁以下。
- (16)『移送問題資料集』91 頁以下。
- (17)『移送問題資料集』94頁。
- (18) 『移送問題資料集』 95 頁以下。
- (19) 『移送問題資料集』 97 頁以下。
- (20) 『移送問題資料集』 99 頁以下。
- (21) 『移送問題資料集』 101 頁。

琉球政府期における「裁判移送 | 事件

- (22) 『移送問題資料集』 102 頁以下。
- (23)『移送問題資料集』108 頁以下。
- (24) 『移送問題資料集』 103 頁以下。
- (25) 「裁判所報」1967年2月10日。(前掲註7〔中野編〕579頁以下より引用。)
- (26) 「裁判所報」1967年2月10日。(前掲註7〔中野編〕581頁以下より引用。)
- (27) 『沖縄大百科事典』(前掲註2) 中巻182頁〔金城秀三執筆〕。
- (28) 大田·前掲書(註1)334 頁以下。

資 料

【資料 1】

琉球政府章典(布令68号,1952年2月29日)

施行 1952年4月1日

沿革 1952年4月21日 改正第1号

1952年5月27日 改正第2号

1953年1月26日 改正第3号

1953年3月31日 改正第4号

1953年12月26日 改正第5号

1954年2月1日 改正第6号

1957年1月31日 改正第7号

1957年11月29日 改正第8号

1958年8月21日 改正第9号

1965年12月21日 改正第10号

1966年12月7日 改正第11号

第1章 総則

[政府の管轄区域]

第1条 琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は,左記境界内の諸島,小島,環礁及び 領海とする。

北緯 28 度東経 124 度 40 分の点を起点として北緯 24 度東経 122 度北緯 24 度東経 133 度北緯 27 度東経 131 度 50 分北緯 27 度東経 128 度 18 分北緯 28 度東経 128 度 18 分の点を経て起点に至る。

本条…全部改正【1953年12月改正5号】

[首都の位置]

第2条 琉球政府の首都は、沖縄島の那覇市とし、住民投票によるのでなければこれを 他の如何なる場所にも変更することができない。この場合においては、最近の総選挙 人名簿及び補充選挙人名簿による選挙人総数の70%の者が投票しなければならない。 但し、非常事態の場合においては、政府業務の継続及び政府の職員、記録その他の安 全を図るためこれを変更することができる。

第2章 住民の地位、権利及び義務

[住民たる要件及び権利義務]

- 第3条 琉球住民とは、琉球の戸籍簿にその出生及び氏名の記載をされている自然人をいう。但し、琉球に戸籍を移すためには、民生副長官の許可を要し、且つ、日本国以外の外国の国籍を有する者又は無国籍の者は、法令の規定による場合の外、琉球の戸籍にこれを記載することができない。但し、琉球政府は外国人のため特別に任意戸籍簿を作成し、運営し且つ維持すべく現行の琉球人戸籍法と概して同程度の範囲及び効力を有する適当な法令を制定する権限を有する。なお、外国人戸籍簿の作成又は記載によって自動的に琉球人又は琉球列島への法的入域者若しくは琉球列島居留民としての資格が与えられるものではない。
- ② 琉球住民の琉球政府に対する義務は、代議政治の一般的責任を負うこと、法及び秩 序の維持に協力すること、市民業務に参加すること、総ての選挙において投票するこ と及び正当に定められ且つ割当られた租税を納めることである。
- ③ 禁治産者若しくは準禁治産者又は懲役若しくは禁この刑に処せられた者でその執行を終るまでの者若しくはその執行を受けることがなくなるまでの者又は正当に設置された裁判所によって執行猶予の言渡を受けた者で当該執行猶予の期間を満了しない者は、公職選挙における選挙権又は公選若しくは任命による公職に就く権利を有しない。
- ④ 琉球政府又は米国政府を暴力で破壊することを主張する者又はこれを主張する党, その他の団体を援助し、又はこれに属する者は、信任による又は報酬を受ける公職に 立候補し、又はこれに就くことができない。
- ⑤ 琉球政府に対する琉球住民の権利は、琉球政府及びその居住する市町村の財産又は 営造物を共用すること、公職に志願すること、選挙に参加すること及び正当な理由の ある請願をすることである。

1項…全部改正[1957年1月改正7号]

[住民の発議権 住民投票権及び解職請求権]

- 第4条 琉球住民は、法の制定、改正又は廃止のための発議権を行使し、且つ、これについて住民投票を行う権利を有すると共に、法の定めるところにより、立法院議員を個々に又は極めて解職させる手統をとる権利を有する。
- [生命及び財産の保護を受ける権利・個人の尊重・平等原則・住民の権利と公共福祉性]
 - 第5条 琉球政府に対する琉球住民の権利は、法に従い、生命、動産及び不動産の保護 を受けることである。
 - ② 総て住民は、個人として尊重され、法の下に平等である。生命、自由及び幸福追求 に対する住民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の政務の上

琉球政府期における「裁判移送 | 事件

で最大の尊重を必要とする。

[信教の自由]

- 第6条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も琉球政府 又は市町村その他の行政団体から特権を受け、又は政治所上の権力を行使してはなら ない。
- ② 何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- ③ 琉球政府, 市町村その他の行政団体は, 宗教教育その他いかなる宗教的活動もして はならない。

第3章 行政府の組織及び運営

「行政府の構成]

第7条 琉球政府の行政府は、行政主席、行政副主席及び事務機関より成る、事務機関 の人事、機構及び職掌は、琉球政府の事務が最もよく住民の利益に適合して行われる ようにこれを組織しなければならない。

〔行政事務部局〕

第8条 琉球政府の行政事務部局は、それぞれの職掌、権限及び職務について、関係部門をでき得る限り一部局にまとめるように、立法により、7部局から12部局までを配慮しなければならない。

本条…全部改正[1953年3月改正4号]

第9条 行政主席は、市町村及び琉球政府に関する首席民政官の事務と布告、布令、指令又は法により行政主席に属する事務とが関渉する場合においては、その権限の範囲内で、これを総合調整する。

[行政主席, 行政副主席及び政府職員たる要件並びに義務]

第10条 年令35に達する者で少くとも5年間は、琉球列島に居住し、且つ、少くとも5年間琉球列島に戸籍を維持する者でなければ行政主席又は行政副主席となることができない。行政主席及び行政副主席は、その在任中、琉球政府その他の行政団体又は外国政府のいかなる役職もこれを兼ねてはならない。行政主席、行政副主席又はその他の琉球政府職員は、直接間接を問わず、琉球政府、その事務部局又はその代行機関との契約に個人として関係してはならない。贈収賄、偽証又はその他の破廉恥罪を犯した者は、行政主席、行政副主席又はその他琉球政府の信任による又は責任ある地位に就くことができない。

[立法院議会へのメッセージによる報告等]

第11条 立法院の各議会の開会に当り、行政主席は、メッセージをもって琉球政府の 状況について報告し、適切と認める議案について審議を勧告する。メッセージを送る 場合においては、行政主席又は出納官その他責任ある政府職員の命によるすべての出 納について証書を添えてこれを報告し、且つ、定例会の開会に当っては、その都度適 当と認める追加メッセージを立法院に送らなければならない。

「臨時会の召集]

第12条 行政主席は特別の場合においては、任意に立法院の臨時会を招集することが

できる。但し、臨時会においては、招集の目的たる案件又は主席が適当と認めて追加 する案件の外議題とすることはできない。

[立法案に対する手続・立法院の裁決・立法の成立]

第13条 立法院を通過した立法案はすべて立法となるに先立ち、行政主席に提出され ねばならない。行政主席がこれを承認するときは、これに署名し、立法となり、異議 あるときは、理由を付して立法院に返送する。立法院は、行政主席の異議事項を会議 録に詳細に記載し、これを再議する。この場合において、出席し、且つ、審議を行う 議員の3分の2の者が原立法案の可決に賛成したときは、民政副長官の裁決に俟つ、 立法院の裁決は、すべて賛否をもってし、会議録に記載する。行政主席が立法案受領 後日曜日及び休日を除き、15日以内にこれを返送しないときは、署名したものとみ なし、立法となる。但し、立法院の閉会により返送が妨げられたときは、立法となる ことはない。資金割当及び収入計画の立法案に関しては、次の手続による、当該立法 案は、議決後款項を含めてこれを行政主席に送付する。行政主席がその全部又は一部 について異議あるときは、理由を付してこれを立法院に通知する。但し、異義のない 部分はすべて原立法案により効力を生ずる。異義ある部分は、立法院の3分の2の多 数により再び同一の議決がなされ、且つ、民政副長官の承認を得るのでなければ無効 である。

本条…一部改正 [1925年5月改正2号]

[行政主席の立法公布の責任及び規則等の制定権]

第14条 行政主席は、立法公布の責任を有する。行政主席は、立法院の立法による委任があるときは、その施行のため必要な規則及び細則を定めることができる。

[公務員の任命等に関する責任の規制]

第15条 琉球政府は、公務員法を定めて公務員の任命、昇進及び退職に関する責任を 規制しなければならない。

「行政権の行使及び権限行使の独立]

第16条 行政主席は、1952年2月29日付民政府布告第13号「琉球政府の設立」第4条の規定に基き行政権を行う。但し、その権限行使は、琉球政府の立法機関又は司法機関から独立する。

[行政副主席の職務]

第17条 行政副主席は、行政主席の委任する行政事務を行い、且つ、行政主席不在のとき又は行政主席に事故あるときは、その期間中行政主席の職務を行う。

本条…全部改正[1952年4月改正1号]

第4章 立法院の組織及び運営

[立法院の組織・議長の互選]

第18条 立法院は、法に基き琉球住民の選挙する29人の議員をもってこれを組織する。 立法院の議長は、立法院議員がこれを互選する。

本条…全部改正 [1952 年 4 月改正 1 号], 一部改正 [1954 年 2 月改正 6 号]

[立法院の権限・立法権の独立・制定法の形式]

琉球政府期における「裁判移送」事件

第19条 立法院は、1952年2月29日付民政府布告第13号「琉球政府の設立」の規定に基き、琉球政府に属する権能又は民政副長官が琉球政府に付与する権能を実施するに必要にして、かつ、適当なすべての立法を行う権限を有する。立法院は、琉球政府の行政機関及び司法機関から独立してその立法権を行う、立法院の制定法は、「琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。」という形式をとる。立法院は、第10条に規定する資格を有する行政主席を選挙するものとする。

本条…一部改正「1965年12月改正10号]

[定例会及び臨時会]

- 第20条 琉球政府立法院は、法の規定するところにより、沖縄における琉球政府所在 地において毎年定例会を開会する。
- ② 行政主席は、公共の安寧又は福祉のため必要と認めるときは、いつでも議会を招集 することができる。議員の4分の1の者から文書による請求があったときは、その請 求の目的たる案件に関し、行政主席は、これを招集しなければならない。
- 1項・一部改正 [1954年2月改正6号],本条・全部改正 [1958年8月改正9号] 「議員の出席義務・完足数]
 - 第21条 立法院議員は、院の許可を得た場合又は止むを得ざる事故の場合の外、開会中は、立法院に登院し、その属する常任又は特別委員会に出席しなければならない。立法院の議員の過半数をもって議事を行うに必要な定足数とする。定足数を欠いたときは、出席議員の過半数の同意により、守衛その他の職員を派遣して、すべての欠席議員の出席を求めることができる。その費用は、欠席議員の負担とする。但し、院議をもって立法院予算より支出するときは、この限りでない。

本条…一部改正[1953年1月改正3号]

[議員の資格及び兼職禁止]

第22条 年令25に達する者で少くとも5年間は、琉球列島に居住し、且つ少くとも5年間琉球列島に戸籍を維持する者でなければ立法院議員となることができない。立法院議員は、その在任中琉球政府、群島政府その他の行政団体又は外国政府のいかなる役職もこれを兼ねてはならない。但し、1951年12月18日付民政府布令第57号第39条に定める場合は、この限りでない。

本条…一部改正[1957年11月改正8号・1966年12月11号]

[議員の不逮捕特権及び発言の無答責]

第23条 立法院議員は、現行犯罪の場合を除いては、院の会期中及び会期の前後10日間は、院の許諾がなければ逮捕されない。議員は、院の会議又は委員会で行った演説、 計論又は報告について、院外で責任を問われない。

本条··全部改正[1953年1月改正3号]

[立法の一事一件主義・題名の表示等]

第24条 立法院の立法は、一事一件に限るものとし、題名をもってこれを表示する。 但し、題名外の事項を含むときは、その事項に限りこれを無効とする。単に題名のみ を引用して立法を改正又は修正してはならない。

[会議録]

第25条 立法院は、会議録を作製し、時宜によりこれを刊行する。会議録にはすべて の立法案及び決議を記載する。

会議録の記載事項は、次のとおりとする。

- 1. 行政主席メッセージ
- 2. 立法案の題名並びに決議の題名及び内容
- 3. 賛否の表決及び請願書、嘆願書その他受理文書の要領
- 議事の正確な記述

[常任委員会及び特別委員会]

- 第26条 立法院は、その定める常任委員会及び時宜により設置する特別委員会を指名 する。但し、委員の数は、3人を下らないものとし、その選任については、立法院の 定めるところによる。
- ② 委員長は、各定例会又は臨時会の閉会に当り、委員会の会議録を立法院事務局長に 引渡す。この場合、立法院事務局長は事務局の書類と共にこれを保管しなければなら ない。常任委員会の記録事項は、次のとおりとする。
 - 1. 開会の日時、場所及び審査事項
 - 2. 出席委員
 - 3. 一般出席者の氏名及びその主張する利害関係

[議院の自律権・案件の迅速審議の原則・調査権・議長の議場整理権・議員の懲罰・議員の 発議権・過半数議決・会議の公開]

- 第27条 立法院は、自らその議事規則を定める。但し、立法院は、すべて三院会の手続によるものとし、各院会は、それぞれ日を異にして、これを開く。緊急の必要あるときは出席議員の4分の3の議決により読会手続を省略することができる。
- ② 案件は、すべてその審議を不当に遅延したり又は不当に長く委員会に止めておくようなことがあってはならない。
- ③ 立法院は、その会議又は委員会において調査を行い証人を喚問し、書類帳簿の提出を要求することができる。この場合においては、民事訴訟法中の証人訊問の規定を準用する。但し、拘引又は過料に関する規定は、この限りでない。証人に対しては、法又は立法院の定めるところにより日当を支給する。
- ④ 立法院の会期中議員、証人及び一般傍聴人の行為は、立法院の定めるところにより、 議長がこれを取締る。非行のあった者及び院の正当な命令に反した者は、法により罰 せられる。立法院は、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。この場合 において、総議員の4分の3の同意によりこれを除名することができる。議員以外の 者で院の権威を傷つけた者は、裁判所においてこれを裁判することができる。
- ⑤ 議員は、すべて立法案又は決議案を発議することができる。但し、立法案又は決議案は、行政主席、行政副主席その他の公務員、民間の団体又は個人において、その準備をすることを妨げない。
- ⑥ 立法院の議決は、定足数が満たされた場合における出席議員の過半数による。

琉球政府期における「裁判移送 | 事件

⑦ 立法院の会議は、公開とする。但し、議員3人以上の動議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

[議員. 行政主席等又は公務員等の俸給等]

第28条 立法院議員は、法の定めるところにより、俸給、必要な旅費及び事務費を受ける。但し、日当は、開会中の欠席期間及び閉会期間については、特に許可された公用の場合の外これを受けることができない。行政主席、行政副主席、上訴裁判所その他の裁判所の判事及びその他の琉球政府職員の給料、旅費及び事務費は、予算の範囲内でこれを定める。

本条…一部改正「1952年5月改正2号]

第5章 裁判所の組織及び運営

「裁判所の組織及び運営]

第29条 琉球政府の管轄区域内に在る行政団体,住民,その他すべての者と琉球の司 法機関との関係は、別に定める場合を除く外、1952年1月2日付民政府布告第12号「琉 球民裁判所制」の規定による。

[司法権の独立]

第30条 琉球政府の行政機関及び立法機関は,1952年1月2日民政府布告第12号「球政民裁判所制」に定める場合を除く外,司法機関に関する権限を有しない。

第6章 市町村との関係

[地方自治の本旨の確保]

第31条 市町村の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法でこれ を定める。

[市町村の機関]

第32条 市町村にはその議事機関として議会を設置する。市町村長, 市町村議会議員 および法の定めるその他の吏員は、その市町村の住民が、直接これを選挙する。

[市町村の権能]

第33条 市町村はその財産を管理し、行政を執行し、財務を行い、及び事務を処理する権限を有し、法の定めるところにより条例を制定することができる。

[政府の市町村に対する権限の行使]

第34条 別に禁じない限り、琉球政府は、その管下一般住民に特別の利益をもたらす場合においては、市町村に対しその権限を行うことができる。一定の事由により、且つ、正当の法の手続によるのでなければ、公選された市町村の吏員を罷免することはできない。但し、琉球政府は、自己の職責とする法の執行を怠り、又は拒絶する者については、所轄裁判所において、職務執行令状の訴訟を提起することができる。

第7章 雑則

[外交事務の無権能・布令等の廃止]

- 第35条 琉球政府は,琉球列島米国民政府を通じない限り,外交事務を行うことはできない。
- ② 次の民政府布令及び指令は、これを改正又は廃止する。

- 1.1951 年 5 月 22 日付民政府指令第 5 号は、これを廃止する。
- 2.1951 年 5 月 22 日付民政府指令第 6 号は、これを廃止する。
- 3.1950 年 8 月 4 日付軍政府布令第 22 号第 9 条第 2 の 2, 第 9 条第 2 項及び第 11 条は、これを削除する。
- ③ 前項の規定により改正又は廃止された布令又は指令に基いて、この布令の施行前に 行われた立法行為及び行政行為は、それぞれの機関により、改正又は廃止されるまで その効力を持続する。

[施行期日]

第36条 この布令は、1952年4月1日から施行する。

民政副長官の命により

民 政 官

米国陸軍准将

ゼームス・エム・ルイス

(『琉球現行法規総覧』より)

【資料 2】

琉球列島の管理に関する行政命令(第10713号,1957年6月5日)

沿革 1962年3月19日 行政命令第11010号

[第1次改正] 1965年12月20日行政命令第12263号[第2次改正] 1968年1月31日行政命令第11395号[第3次改正]

合衆国は、対日平和条約の第3条によって領水を含む琉球列島(この命令において、「琉球列島」とは、平和条約の同条による合衆国のすべての権利及び利益を日本国に譲渡した 奄美群島を除く北緯29度以南の南西諸島を意味する。)の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使しているので。

よって憲法により、本官に与えられた権限にもとづき、かつ、合衆国大統領及び合衆国 軍隊の総指揮官として、ここに次のとおり命令する。

- 第1節 合衆国議会が琉球政府に関して、法律により別段の定めをしない限り、対日平 和条約第3条によって合衆国に与えられたすべての行政、立法及び司法上の権力は、 この命令に従って行使されなければならない。
- 第2節 前述の権力は、合衆国大統領の指揮監督に従って国防長官が行使する。国防長官は、この権限を行使するにあたっては、民主主義の原理を基礎とし、かつ、健全な財政機構によって維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球列島住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽し、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進しなければならない。国防長官は、この命令により与えられたいかなる権能をもその指定する国防省の職員又は機関に委任することができる。

琉球政府期における「裁判移送」事件

- 第3節 国防長官は、琉球列島に関する外国及び国際機構との交渉について責任を負う。
- 第4節 (a) 国防長官の管轄の下に琉球列島の民政府をおき、その長を琉球列島高等弁 務官(以下「高等弁務官」という。)と呼称する。

高等弁務官は、(1) 国防長官が国務長官に諮り、大統領の承認を得て合衆国軍隊の現役軍人の中から選任し、(2) この命令の規定によって与えられた権限を有し、かつ、この命令の規定によって与えられた義務を行い、(3) 自己に与えられたいかなる職務をもその指定する民政府職員に委任することができ、かつ、(4) この命令によって国防長官から委任され、又は与えられたいかなる権限又は義務をも遂行するものとする。

- (b) 高等弁務官の下に民政官と称する文官をおく。民政官は、国防長官が国務長官に諮り、 大統領の承認を得て選任し、高等弁務官によって与えられる権限を有し、高等弁務官 が与える義務を行う。
- 本節..全部改正 [1962年3月行政命令11010号]
 - 第5節 現に存在する琉球中央政府(以下「琉球政府」という。)は、この命令の規定 に従って存続する。
 - 第6節 (a) この命令に別段の定めがある場合を除いて、琉球政府の立法権は、一院制の立法府に属する。立法府の議員は、1962年に琉球住民による直接選挙によって選出されるものとし、その後は、3年の任期により3年ごとに選出される。
 - (b) 琉球列島の地域は、おのおの立法府の議員1名を選出する選挙区に引き続き区分されるものとする。現行の29の選挙区は存続するが、選挙区の数又は区域は、高等弁務官の承認を得て琉球政府が制定する立法によって変更することができる。選挙区を変更するに当っては、各選挙区が比較的まとまっており、飛び地でないこと及び大体同程度の人口を保有することについて、妥当な考慮が払われなければならない。
- 本節 · · 全部改正 [1962 年 3 月行政命令 11010 号]
 - 第7節 立法府は対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ,立法権を行使することができる。立法府は、その議員の選任及び資格について審査する手続を定め、議員の中からその役員を選出し、立法府自体の規則及び手続を定める。地方公共団体の議会は、琉球政府の立法府が制定する手続に従って当該地方公共団体の住民によって選挙された議員で構成し、それぞれの地方公共団体の立法権を与えられ、かつ、これを行使する。高等弁務官は、琉球政府の立法府によって制定されたすべての立法を国防長官に報告し、国防長官は、これを合衆国議会に報告しなければならない。
 - 第8節 (a) 琉球政府の行政権は、琉球人である行政主席に属する。行政主席は、琉球 政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有するとともに琉球列島に適用 される法令を忠実に執行しなければならない。
 - (b) (1) 行政主席は琉球列島住民により選挙されるものとする。投票総数の少なくとも 4分の1を獲得したものが、行政主席となるものとする。行政主席は立法院議員が選 挙されるのと同じ日に選挙されるものとし、立法院議員と同じ任期を有し、その任期 満了後も後任者がその任につくまで在任する。この行政主席の最初の選挙は、1968 年11月の立法院議員の選挙と同じ日に行なわれるものとする。立法院は法律をもっ

て行政主席選挙のための手続を定め、行政主席の資格を決定し、行政主席が欠けた場合はこれを補充するのに必要な特別の選挙につき規定するものとする。

- (2) 任期を終了した若しくは欠員となった行政主席の後任の行政主席が、高等弁務官の 決定する合理的な期間内に選挙されない場合には、高等弁務官は行政主席を任命する ことができ、その主席は後任者が正当な手続で選挙されるまでの間その任につくもの とする。
- (b) 項全部改正 [1968 年 1 月 31 日行政命令 11395 号]
- (c) 各地方公共団体の長は、琉球政府の立法府が制定する手続に従って当該地方公共団体の住民が選挙する。

本節…全部改正 [1962 年 3 月行政命令第 11010 号]

- (d) 項全部改正 [1965 年 12 月 20 日行政命令 12263 号]
- 第9節 (a) 立法府によって可決されたすべての立法案は、立法となる前に、行政主席に送付されなければならない。行政主席が立法案を承認するときは、これに署名し、承認しないときは送付を受けた後15日以内に、異議を添えて立法府に返送しなければならない。立法案が所定の15日以内に返送されないときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。ただし、立法府の閉会によりその返送が妨げられたときは、この限りでない。この場合には、行政主席が立法案の送付を受けた後、45日以内に承認するときは立法となり、承認しないときは立法とならない。行政主席が異議を添えて立法案を立法府に返送したときは、立法府は、これを再議することができる。再議の結果、立法府の3分の2の多数をもって原案を可決したときは、行政主席がこれを承認した場合と同様に立法となる。
- (b) 立法府で可決された立法案が、金銭支出項目を含むときは、行政主席は、その1項目若しくは数項目、その一部若しくは数部又はその中の一部分若しくは数部分について異議を述べ、当該立法案のその他の項目、部又は部分を承認することができる。行政主席は、この場合、立法案に署名するにあたり、当該立法案中の異議のある項目、部又は部分について、その旨を附記しなければならない。このように異議の附された項目、部又は部分は効力を生じない。立法府が、行政主席のこのような異議をくつがえそうとするときは、先に定めた手続を適用する。前述の目的のための期間の計算については、日曜日及び法定休日を除く。

本節..全部改正 [1962年3月行政命令 11010号]

- 第10節 琉球列島における司法権は、次のとおり行使されなければならない。
- a 琉球政府は、民事及び刑事の第1審及び上訴審を含む裁判所制度を運営しなければ ならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。
- (1) 次のb項(1) 及び(2) に規定する場合を留保するすべての民事事件に対する裁判権
- (2) 次に規定する者を除くすべての人に対する刑事裁判権
 - (イ) 合衆国軍隊の構成員又は軍属
 - (ロ) 合衆国国民で合衆国政府の被雇用者である者

琉球政府期における「裁判移送」事件

- (n) 上記の者の家族、ただし、c 項に規定する場合は、琉球人である家族に対しては、琉球政府の裁判所は、刑事裁判権を行使することができる。高等弁務官は、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼす事件で、自己の指定する事件については、琉球政府の裁判所から刑事裁判権を撤回することができる。
- b 民政府は、民事及び刑事の第1審及び上訴審を含む裁判所制度を運営しなければならない。これらの裁判所は、次のとおり裁判権を行使する。
- (1) 高等弁務官が合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大なすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。
- (2) 合衆国軍隊の構成員,軍属若しくは合衆国国民である合衆国政府の被雇用者又は以上の者の家族であって,琉球人でない者が当事者であるすべての事件又は紛争に対する民事裁判権。ただし,当事者のいずれかの訴願に基き,高等弁務官が琉球の安全,外交関係又は合衆国若しくは合衆国国民の安全,財産若しくは利害に直接間接に重大な影響を及ぼすと認め,民政府がその裁判権を行使すべきであると決定した場合に限る。このような事件が琉球政府の裁判所に提起された場合には,最終的決定,命令又は判決がなされる以前においては,最終的上訴審理を含む訴訟手続中,いつでも,高等弁務官の命令により,これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして移送された事件は,民政府の裁判所の裁量により,あらためて審理することができる。
- (3)(イ) 軍属, (ロ) 合衆国国民である合衆国政府の被雇用者,並びに(ハ)(i)前記の者及び(ii)合衆国軍隊の構成員の家族で琉球人でない者に対する刑事裁判権
- (4) 高等弁務官が、合衆国の安全、財産又は利害に影響を及ぼすと認める特に重大な事件に対する刑事裁判権。このような事件が、琉球政府の裁判所に提起された場合には、最終的決定、命令又は判決がなされる以前においては、最終的上訴審理を含む訴訟手続中、いつでも、高等弁務官の命令により、これを適当な民政府の裁判所に移送することができる。このようにして移送された事件は、民政府の裁判所の裁量により、あらためて審理することができる。
- c 統一軍法(10 U·S·C·801 Etscq)による軍法会議の審判の対象となる者に対する刑事裁判権は、関係軍司令官が統一軍法による軍の裁判権を行使しないことを決定し、高等弁務官に対し、他の裁判所に事件を移送することを承認する旨を特に通知した場合にのみ、軍法会議以外お裁判所によって行使される。
- d 民政府の最高の上訴審裁判所は、次の事件を再審理する裁判権を有する。
- (1) 民政府の下級裁判所に提起された民事又は刑事事件で当事者によって上訴された事件
- (2) 琉球政府の最高の裁判所が裁判権を有し、当該裁判所において、裁判がなされた民

事及び刑事事件で次に該当する事件

- (i) 琉球政府の最高の裁判所の裁判と民政府の最高の上訴審裁判所の裁判が相反する 場合
- (ii) 条約、合衆国議会の法律、合衆国大統領の行政命令又は高等弁務官の発する布告、布令若しくは命令の解釈を含む合衆国法、外国法又は国際法の問題について当事者から上訴のあったとき又は上訴がない場合においても、民政府の首席法務官が、特に理由を示して裁判所に申請したとき、民政府の最高の上訴審裁判所は、その再審理した判決、命令又は決定を確認し、変更し、無効にし、若しくは取り消し、又はあらたに裁判させ、若しくは判決登録を是正させるため、事件を差し戻す権限を有する。刑事事件については、上訴審裁判所は有罪判決を取り消し、刑罰の種類を変更し、減刑し(刑の加重はしないものとする。)又は刑の執行を停止することができる。
- e 本節のいかなる規定も、合衆国議会が特に権限を与えない限り、合衆国政府、又は その機関に関する裁判権を、琉球政府の裁判所、又は民政府の裁判所に与えるものと 解釈してはならない。

f この命令において

- (1)「合衆国軍隊の構成員」とは、琉球列島にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、 海軍又は空軍に属する人員で現に服役中の者をいう。
- (2)「軍属」とは、琉球列島にある間における合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、 又はこれに随伴する合衆国の国籍を文民という。
- (3)「家族」とは、琉球列島にある間における配偶者及び婚姻、血縁若しくは養子縁組 から生じた子又は親族であって、生計費の半額を超える額を扶養者に依存している者 をいう。

本節…一部改正 [1962年3月行政命令11010号]

- 第 11 節 (a) 高等弁務官は、この命令に基く使命を達成するため、必要と認めるときは、法令を公布することができる。高等弁務官は、琉球列島の安全、琉球列島についての外国及び国際機構との関係、合衆国の対外関係又は合衆国若しくはその国民の安全、財産若しくは利害に関して、直接間接に重大な影響があると認めるときに、琉球の立法案、立法又は公務員に関し、(1) すべての立法案、その一部又はその中の一部分を拒否し、(2) すべての立法、その一部又はその中の一部分を制定後、45 日以内に無効にし、及び、(3) いかなる公務員をもその職から罷免することができる。高等弁務官は、刑の執行を延期し、減刑し、及び罷免をなす権限を有する。高等弁務官は、安全保障のために欠くべからざる必要があるときは、琉球列島におけるすべての権限を全面的又は部分的に自ら行うことができる。高等弁務官は、本項によって与えられた権限を行使した場合には、直ちに理由を付して国防長官に報告し、国防長官は、これを国務長官に通告しなければならない。
- (b) 本節 (a) 項の規定によって与えられた権限を行使するに当っては高等弁務官は、 琉球人の権利を充分に尊重し、特にこの命令の第2節の第2段の規定に充分留意しな ければならない。

琉球政府期における「裁判移送 | 事件

- 本節 · 全部改正 [1962年3月行政命令11010号]
 - 第12節 高等弁務官は第11節を含むこの命令を実施するにあたっては、琉球列島にある人々に対し、民主主義国家の人民が享受している言論、集会、請願、宗教並びに報道の自由、法の定める手続によらない不当な捜索並びに押収及び生命、自由又は財産の剥奪からの保障を含む基本的自由を保障しなければならない。
 - 第13節 国防長官は、この命令を施行するために必要な命令を発することができる。
 - 第14節 現に存在する民政府及びその前身である軍政府諸機関によってこれまでに発せられた布告,布令及び指令はこの命令に抵触するものを除き,この命令の権限に基づいて,修正され,無効にされ,又は代替されない限り,その効力を有する。この命令の日付に琉球政府の裁判所又は琉球民政府の裁判所に係属中の民事又は刑事のいかなる手続も,この命令を理由として無効とされない。このような手続は,この命令の日付の直前に有効である法令に従って行われ、かつ、終結されなければならない。
 - 第15節 この命令は、ただちに効力を発する。ただし、この命令の規定が、この命令の定めるところに従ってそれぞれ実施されるまでは、民政府及び琉球政府に現在与えられている立法、行政及び司法上の権能は、現行法令に従って引き続き行使され、かつ、民政府又は琉球政府のすべての職員は、権限ある当局によって解任されない限り、その後任者が任命又は選挙され、かつ、権限を附与されるまでは、現職に留まるものとする。

1957年6月5日

ホワイトハウス

ドワイト・D・アイゼンハワー

(改正文[抄]) [1962年3月19日行政命令11010号]

- 第2節 経過規定・(a) この命令は、現職に在る琉球政府行政主席の任期を直ちに終了せしめるものではない。その任期は、この命令によって改正された行政命令第10713号の規定にもとづいて任命される最初の後任者が基行政主席に就任したとき又は高等弁務官が別に定める日に終了するものとする。
- (b) この命令の施行日に現職にある立法府の議員は、その現在の任期が満了するまで在職するものとする。
- (c) この命令による行政命令第 10713 号の第 4 節の改正は、1962 年 7 月 1 日から施行する。その他の部分は、1962 年 4 月 1 日から施行する。
- (注) 第8節(b)の改正通過

[1957年6月6日行政命令10713号]

第8節 琉球政府の行政権は、高等弁務官が、立法府の代表者に譲って任命する琉球住 民である行政主席に属する。

行政主席は琉球政府のすべての行政機関に対して一般的指揮監督権を有し琉球列島 に適用される法令を忠実に執行しなければならない。

[改正 1962 年 3 月 19 日行政命令 11010 号]

第8節 (b)(1)行政主席は、ここに規定する立法府が行い高等弁務官が受諾する指名

に基づき、高等弁務官が任命する。かく任命された行政主席は、同主席を指名した立 法府の任期の残りの期間、およびその後、本節に基づいて後継者を任命するか、また はそのような任命ができない場合には、本館(2)項により後継者を任命するために 必要かつ妥当な期間、現職を続ける。

(2) 立法府が高等弁務官の決定する妥当な期間内に受諾可能な指名を行わない場合,もしくは他の異常な状況により高等弁務官が必要とみなせば、高等弁務官は指名なく行政主席を任命し得る。本節(2)項により任命される行政主席の任期は高等弁務官により決定される。

[改正 1965 年 12 月 20 日行政命令 11263 号]

- 第8節 (b) (1) 行政主席は立法院の全議員の過半数によって選挙されるものとし、その任期は同主席を選挙した立法院議員の任期満了までとする。
- (2) 立法院が現職行政主席の後任の選挙を行わない場合,または、その欠員を充たす選挙を行わない場合、高等弁務官は自ら定める適当な時期において、立法院が後任を選挙するまで、行政主席を任命することができる。
- (3) 現職行政主席は、立法院議員の任期満了にあたっては、前(ii)項の規定により、後任が就任するまで在任するものとする。

(中野好夫編『戦後資料沖縄』(日本評論社・1969年)より)